

外国人留学生編入・転入学選抜（Ⅰ期・Ⅱ期）

国内出願・国外出願

■ 募集人員

外国人留学生編入学選抜3年次、外国人留学生転入学選抜2・3年次 若干名

■ 出願資格

《外国人留学生編入学選抜3年次》

外国籍を有する者（日本国の永住許可を得ている者を除く）で、かつ下記の1～3の要件をすべて満たす者

- 以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者
 - 外国人留学生として日本の短期大学および高等専門学校を卒業した者または2027年3月31日までに卒業見込みの者
 - 外国人留学生として日本の専修学校専門課程（2年課程）を修了した者または2027年3月31日までに修了見込みの者
 - 外国においての日本の短期大学に相当する教育機関を修了した者または2027年3月31日までに修了見込みの者
- 日本語の能力について、「日本語教育の参照枠」におけるB2レベルに相当する能力を有する者で、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する者
 - 独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を受験し、日本語（「読解」、「聴解・聴読解」）の成績が合計200点以上の者
※出願に利用できる日本留学試験は以下の通りです。
Ⅰ期：2025年第1回（6月）～2026年第1回（6月）まで
Ⅱ期：2025年第1回（6月）～2026年第2回（11月）まで
 - 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN2程度以上の者
 - その他日本語能力を判定できる試験において、上記(1)(2)相当の者
- 入学にあたり「出入国管理及び難民認定法」に規定する「留学」の在留資格を取得できる者あるいは既に取得している者

※外国人留学生編入学選抜3年次に合格後、2027年3月までに上記1～3の要件を満たすことができない場合は、合格と入学許可を取り消すことがあります。なお、入学時の既修得単位の認定結果や、入学後の単位修得状況、取得したい資格や履修する課程によっては、修業年限が2年を超える場合があります。

《外国人留学生転入学選抜2年次》

外国籍を有する者（日本国の永住許可を得ている者を除く）で、かつ下記の1～3の要件をすべて満たす者

- 以下の(1)～(2)のいずれかに該当する者
 - 外国人留学生として日本の大学に1年以上在学し、30単位以上修得した者または2027年3月31日までに修得見込みの者
 - 外国の4年制大学で1年以上在学し、相当数の単位を修得した者または2027年3月31日までに修得見込みの者
- 日本語の能力において、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する者
 - 独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を受験し、日本語（「読解」、「聴解・聴読解」）の成績が合計200点以上の者
※出願に利用できる日本留学試験は以下の通りです。
Ⅰ期：2025年第1回（6月）～2026年第1回（6月）まで
Ⅱ期：2025年第1回（6月）～2026年第2回（11月）まで
 - 公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN2程度以上の者
 - その他日本語能力を判定できる試験において、上記(1)(2)相当の者

3. 入学にあたり「出入国管理及び難民認定法」に規定する「留学」の在留資格を取得できる者あるいは既に取得している者

※外国人留学生転入学選抜2年次に合格後、2027年3月までに上記1～3の要件を満たすことができない場合は、合格と入学許可を取り消すことがあります。(相当数の単位については事前相談にて確認となります)なお、入学時の既修得単位の認定結果や、入学後の単位修得状況、取得したい資格や履修する課程によっては、修業年限が3年を超える場合があります。

《外国人留学生転入学選抜3年次》

外国籍を有する者（日本国の永住許可を得ている者を除く）で、かつ下記の1～3の要件をすべて満たす者

1. 以下の(1)～(2)のいずれかに該当する者
 - (1)外国人留学生として日本の大学に2年以上在学し、62単位以上修得した者または2027年3月31日までに修得見込みの者
 - (2)外国の4年制大学で2年以上在学し、相当数の単位を修得した者または2027年3月31日までに修得見込みの者
2. 日本語の能力について、「日本語教育の参照枠」におけるB2レベルに相当する能力を有する者で、下記の(1)～(3)のいずれかに該当する者
 - (1)独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」を受験し、日本語（「読解」、「聴解・聴読解」）の成績が合計200点以上の者
 ※出願に利用できる日本留学試験は以下の通りです。
 I 期：2025年第1回（6月）～2026年第1回（6月）まで
 II 期：2025年第1回（6月）～2026年第2回（11月）まで
 - (2)公益財団法人日本国際教育支援協会が実施する日本語能力試験においてN2程度以上の者
 - (3)その他日本語能力を判定できる試験において、上記(1)(2)相当の者
3. 入学にあたり「出入国管理及び難民認定法」に規定する「留学」の在留資格を取得できる者あるいは既に取得している者

※外国人留学生転入学選抜3年次に合格後、2027年3月までに上記1～3の要件を満たすことができない場合は、合格と入学許可を取り消すことがあります。(相当数の単位については事前相談にて確認となります)なお、入学時の既修得単位の認定結果や、入学後の単位修得状況、取得したい資格や履修する課程によっては、修業年限が2年を超える場合があります、2年次転入学になることもあります。

■ 選抜方法

小論文（100点）、面接（100点）の結果及び日本語能力、出願書類を総合的に審査し、計200点満点で合否を判定します。

※小論文はP10～P11記載の事前課題（テーマ1,2）のうち、どちらかが出題されますので、両テーマについて事前に十分学習してください。また、その内容は面接で質問されることもあります。なお、事前に学習した記入物等は試験時間中の持ち込みはできません（事前に学習した記入物等は提出不要）。

■ 出願書類および出願に必要なもの

- ① 入学願書
- ② 履歴書
- ③ 志望理由書
- ④ 日本留学試験の受験票の写し（成績は本学が日本学生支援機構の成績照会システムにより確認します）もしくは日本語能力の証明書のコピー
- ⑤ 最終学歴の卒業証明書または卒業見込み証明書
- ⑥ 最終学歴の成績証明書
- ⑦ パスポートのコピー（氏名、生年月日、国籍、性別、顔写真が確認できるページ）
- ⑧ 在留カードの両面コピー（国内居住者のみ）

⑨ 受験料 30,000円

⑩ 写真(①入学願書の所定の位置に貼付)

上記出願書類のうち①②③⑨に必要な用紙は、事前相談後に本学からお送りいたします。

■出願上の注意

- (1)外国人留学生編入・転入学選抜を出願する場合は、事前相談締切日までに必ず事前問い合わせフォームにご入力ください。※事前相談締切日は入試日程をご確認ください。
- (2)出願書類①入学願書、②履歴書、③志望理由書は自筆もしくはタイピングでの入力も可とします。
- (3)出願書類③志望理由書は必ず日本語で作成してください。
- (4)出願書類④⑤⑥は日本語または英語で作成されたものに限ります。それ以外の言語で作成されたものを提出する場合には日本語または英語の訳文を添付してください。その際には、必ず翻訳者の住所・氏名・連絡先を明記してください。
- (5)⑨受験料(30,000円)は指定銀行への振込納入に限ります。納入された受験料は返還できません。
【国内出願】受験料振込依頼書を使用し、指定の銀行口座へお振込みください。
 ※領収書などを提出していただく必要はありません。
【国外出願】別途入試課までご相談ください。
- (6)出願書類に虚偽の記載や詐称があった場合には合格と入学許可を取り消すことがあります。
- (7)提出された書類は再発行不可能な資料原本等を除いて返却しません。原本の返却を希望する場合は出願時に申し出てください。
- (8)入学願書に貼付する⑩写真は縦4cm×横3cm、上半身正面、無背景、無帽のもので、3か月以内に撮影したものに限ります。本人の相貌が確認できない不鮮明なものは受理できません。(カラー・白黒どちらでも可。スナップ写真は不可)
- (9)出願書類は郵送(簡易書留・速達)してください。(出願締切日の16:00必着)。
 ※国外出願の場合は、別途ご案内いたします。
 ※PDFなど電子データでの提出も可能とします。

■入試日程

入試	事前相談締切日	出 願 期 間	試 験 日	合格発表	入学手続期限
I 期	出願の2か月前まで	2026年11月12日(木) ～11月26日(木)	2026年 12月12日(土)	2026年 12月22日(火)	2027年 1月22日(金)
II 期	出願の2か月前まで	2027年1月28日(木) ～2月8日(月)	2027年 2月18日(木)	2027年 3月3日(水)	2027年 3月10日(水)

■試験場・実施時間

試 験 場	実 施 時 間
八戸学院大学	1. 受 付 9:15～9:45 2. 小論文 10:00～11:00 3. 面 接 11:15～

※国外からの出願者については別途ご案内いたします。

■特記事項

1. 編入・転入学する学年は、修得単位によって異なりますので、事前相談締切日までに必ず事前問い合わせフォームにご入力の上、成績証明書または単位取得証明書とシラバスをご提出いただき、単位認定数(見込み)や卒業までの年限(見込み)を予めご確認ください。
 ※事前相談締切日は入試日程をご確認ください
2. 編入・転入学を許可された者のうち、出願資格で『2027年3月卒業(修了)・取得見込み』として出願していた者は、成績が確定した成績証明書または単位取得証明書、卒業証明書または在学期間証明書が入学手続の際に必要となりますのでご準備ください。提出が遅れる場合はご相談ください。

3. 編入・転入学を許可された者の既修得単位については、教育上有益と認められる場合に限り、本学において修得したものとして認定することができます。認定される単位数は修得している科目・内容によって異なります。
 - (1)リベラルアーツとして、合計28単位を超えない範囲
 - (2)専門教育科目として、42単位を超えない範囲
4. 本学に入学を志願する者で、病気・負傷や障害等により受験上及び修学上特別な配慮を必要とする場合は、出願前に入試課までご連絡ください。

小論文

事前課題（テーマ1,2）のうち、どちらかが出題されますので、両テーマについて事前に十分学習してください。また、その内容は面接で質問されることもあります。なお、事前に学習した記入物等は試験時間中の持ち込みはできません（事前に学習した記入物等は提出不要）。

◆テーマ1

次の文章を読み、以下の2つの問いに答えなさい。

JR北海道が赤字の8路線のあり方について、自治体と本格的な協議に入る。存続させるなら線路などを自治体の保有・管理に移す上下分離方式をとり、それも難しいならバスなどへの転換や廃線が選択肢になる。

人口減少時代に赤字が積み重なるローカル鉄道をどこまで維持するか。公共交通は地域経営の重要な柱でありながら、自治体はこの問題を一義的に鉄道会社に委ねてきた。全国的な鉄道ネットワークのあり方を考える国とともに、①都道府県や市町村は赤字ローカル線問題を自らの問題として正面から向き合うときだろう。

協議する8路線はJR北海道単独では維持が難しい区間で、全路線の4割、900キロメートル超に上る。2016年にも上下分離を打診したが、協議は進まなかった。今回はJR北海道を支援する国が26年度中の結論を求めており、事実上の最後通告といえる。

JR北海道が経営改善を尽くすのは当然だが、ボールは北海道や沿線市町村に投げられた形だ。鈴木直道知事は「地域が主体となって路線を維持していくのは課題が多く、容易ではない」という。その課題を一つ一つ解きほぐし、沿線市町村と合意形成を進めていくのが知事の役割だろう。

8路線は性格が異なる。有事の鉄道輸送や食料安全保障を考慮すべき路線なら国が関与を強めてよい。地域間の広域交通は北海道、地域内の生活路線は市町村が主体となって存廃を判断すべきだ。

本来なら10年前に打診されたときから始めるべきだったが、今からでも遅くはない。路線ごとに沿線住民の声も踏まえて納得のいく結論をまとめてほしい。

上下分離した福島県会津地方のJR只見線は、福島県がJR東日本との交渉の先頭に立って負担に応じ、沿線市町村だけでなく、沿線ではない会津の市町村も負担を受け入れる形を作りあげた。住民を含め、地元の存続への熱意がそこまであったということだ。

地方ローカル線は各地で同じ問題を抱える。滋賀県のように鉄道を維持するため交通税の創設を検討しているところもあり、地域の熱意が存続を左右しよう。

②税金で負担してでも残すのか、道路整備を縮小して鉄道支援に回すのか、それとも鉄道をあきらめるか。自治体は住民を交えて合意をまとめる責務がある。国も支援を手厚くして支えてほしい。
(以上、『日本経済新聞電子版』2026年4月24日付社説より引用。)

参考文献

『日本経済新聞電子版』2026年4月24日付社説「赤字ローカル線は国と自治体の問題だ」、
<https://www.nikkei.com/article/DGXZQODK248OY0U6A420C2000000/>,
 (2026年6月1日付)。